

6次産業化推進人材育成事業実施要領（案）は、平成22年度補正予算（第1号）により実施する事業に係るものですが、補正予算成立後速やかに事業を実施するため、補正予算成立前に公表しているものです。このため、今後、変更があり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

6次産業化推進人材育成事業実施要領（案）

制 定 平成22年 月 日 22総合第 号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の6次産業化推進人材育成事業の項に掲げる事業について、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「公募要領」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

- （1）事業の内容の追加又は削除
- （2）事業目的の変更
- （3）交付要綱別表1の18の事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者（実施要綱第5の1に規定する事業承認者をいう。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第4 事業実施主体の特認の要件及び手続

- 1 公募要領別表1の事業No. 37の項の第4欄に掲げる総合食料局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
 - （4）各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 2 特認団体の認定の申請は、実施要綱第5の1の規定による事業実施計画の提出の際、別記様式2を併せて提出することにより行うものとする。

第5 その他

1 事業の委託

事業実施主体は、他の民間団体に本事業の一部を委託して行わせる場合には、以下の事項を事業実施計画（別記様式1別添「第1 総括表」の「事業の委託」の欄）に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならないものとする。

- （1）委託先
- （2）委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成22年 月 日から施行する。

番 号
年 月 日

（事業承認者）殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度6次産業化推進人材育成事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- （注）1 関係書類として、別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度6次産業化推進人材育成事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添の「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には、実績を記載すること。

別 添

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	
合	計					

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表 1 の 1 8 の事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

6次産業化推進人材育成事業

(1) 事業の目的及び効果

事業の目的

事業の効果

(2) 事業実施主体の概要及び添付資料

事業実施主体の概要

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者名

エ 構成員数

オ 従業員数

カ 設立年月日

添付書類

ア 定款又はこれに準ずる規約

イ 役員等名簿

ウ 直近の事業計画、収支予算書及び収支決算書等

エ その他事業承認者が特に必要と認める書類

注：申請に際し必要な書類を添付すること。

(3) 事業実施主体の組織体系（事業実施・経理その他管理体制）



(4) 事業の内容

ア 検討委員会の開催

名 称	開催時期	開催回数	出席者数	検 討 内 容	備考
		回	人		

イ 研修カリキュラムの概要

--

ウ 研修テキストの作成

作 成 時 期	作 成 部 数	主 な 内 容	備考
	部		

エ 研修受講者の募集

時 期	募 集 方 法	備考

オ 人材育成研修の実施

開催時期	開催場所	参加者構成 及び員数	研 修 内 容	備考
(実務研修)				
(実地研修)				
実施場所の選定理由				

(注) 研修日数を研修内容に記入すること。

別記様式 2 (第 4 関係)

6 次産業化推進人材育成事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度 (月 ~ 月)
- 6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にとっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料